

京都市告示第 1 3 4号

景観法第 1 9 条第 1 項の規定に基づき、以下に掲げる建造物を景観重要建造物に指定しましたので、告示します。

令和 6 年 4 月 1 7 日

京都市長 松 井 孝 治

建造物の名称及び所在地

建造物の名称	建造物の所在地
旧近清酒店	京都市中京区木屋町通四条上る二丁目下樵木町 206 番地
嶋臺	京都市中京区東洞院通押小路下る船屋町 4 2 3 番地、 4 2 3 番地 1、京都市中京区御池通東洞院西入仲保利町 1 9 1 番地 1
秦家住宅	京都市下京区油小路通仏光寺下る太子山町 5 9 2 番地 1、 5 9 4 番地 1、5 9 4 番地 2
岩佐家住宅	京都市北区上賀茂南大路町 7 8 番地

(都市計画局都市景観部景観政策課)